

## 【青森県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>警報内容や対象地域について、住民にとって具体的でわかりやすい表現で発表していただきたい。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。 また、特別警報発表後に、実況等についてお知らせする気象情報を発表します。例えば大雨特別警報発表後には、既に数十年に一度の大雨となっている地域をお知らせする気象情報（平成24年度から実施している短文形式の「記録的な大雨に関する気象情報」）を発表することを考えており、危機感をより効果的にお伝えします。</p>
<p>数十年に一度の降雨量又は降雪量の数値的目安について、設定が可能なら設けてほしい。（弘前市）</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>数十年に一度や〇〇級の大雨・台風の表現について、もう少し具体的な表現で示した方が住民もわかりやすいのではないかと。過去の災害を用いる場合でも、警報の発表基準のように具体的な降水量や風速などの数値的基準を設けた方がよいと思う。伊勢湾台風級と言われても、当時の災害を経験している人であれば想像がすぐと思うが、多くの住民はどの程度危険な状態であるか、避難する必要があるかなどイメージがしにくいと思われる。（黒石市）</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。 また、数十年に一度という極めて稀な現象に対して特別警報を発表することとしており、最近の事例や典型的な過去事例が無い地域もあることについてご理解ください。例えば、今年8月9日には秋田県と岩手県において特別警報に該当する大雨が発生しており、大雨の領域がさらに北上していたならば青森県が異常な大雨となっていた可能性があります。このような事例も参考にされるようお願いいたします。</p>
<p>発表名称を緊急地震速報（特別警報）にする。（弘前市）</p>	<p>今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「緊急地震速報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。</p>